

調布市 よりよい住まいづくり応援制度 太陽光発電設備等取付け等補助のご案内

よりよい住まいづくり応援制度とは？

「よりよい住まいづくり応援制度」とは、調布市民の皆様の居住環境を向上させるため、安全で快適な住まいの確保を応援する制度です。

太陽光発電設備等取付け等補助は、この制度の一つで、環境負荷の軽減と意識の向上を図ることを目的とした以下の工事に要した費用の一部を補助しています。

補助対象工事と補助内容

(1) 太陽光発電設備の設置工事

公称最大出力1kwあたり2.5万円（上限10万円）

※1kw未満の端数があるときは小数点第3位を切り捨てた出力

(2) 太陽熱利用機器の設置工事

補助対象工事経費の10%（上限10万円）

※1000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額

申込み資格等

(1) 補助対象住宅

対象となる住宅は、市内の個人住宅及び併用住宅（新築も可）

(2) 補助対象

① 対象住宅の所有者かつ居住者

（所有者と居住者が異なる場合は申請前にお問合せください）

② 納期の経過した市税を完納している方

(3) 補助対象工事

① 調布市の他の制度により補助金等の交付を受けておらず、かつ、
交付を受けないもの

② 過去に同制度の補助を受けていないこと

③ 機器により発生した電力または温水等が、住宅の住居の用に供する部分で使用されていること

(4) 申請期間

① 以下の日付のうち最も遅い日付から6ヶ月以内

・補助対象工事経費の領収書の日付

・電力受給開始希望日（太陽光発電設備に限る）

・設備の保証開始日（太陽熱利用機器に限る）

※6ヶ月を経過した場合は申請できません。

② 12月28日で受付終了（郵送の場合は必着）

※予算に限りがあるため、締切前に終了する場合があります。



申請時に必要な書類等

①調布市太陽光発電設備等取付け等工事費補助金交付申請書（第1号様式）

※ワード等で作成した場合、申請者氏名の横に押印が必要です。

②建物の所有者を明らかにする書類（次のいずれか1つ）

- ・固定資産税課税明細書の写し
- ・評価証明書（ただし、登記用を除く）
- ・建物の売買契約書の写し
- ・登記事項証明書
- ・確認済証または検査済証の写し※建築主名が建物の所有者かつ居住者の場合に限る

③現に市税を滞納していない者であることの証明書（納税課で発行）

※課税・非課税証明書は不可

※共有者がいる場合、共有者全員分の証明書が必要です。

※税目や納付方法によって納付状況の反映に日数を要する場合があります。詳しくは納税課に事前にご確認ください。

④補助対象経費の領収書の写し

※領収書が補助対象経費のみでない場合、明細書が必要です。

⑤設備設置設計図 ※太陽光発電設備については、公称最大出力が明記されたもの

⑥設置後の写真（設置後の全体写真、型番など）

⑦接続契約のご案内（太陽光発電設備設置の場合のみ）

⑧設備の保証書（太陽熱利用機器設置の場合のみ）

⑨製品のカatalog

⑩承諾書（建物に共有者がいる場合、共有者全員分必要。）

⑪委任状（申請者以外が書類の提出を行う場合のみ提出が必要。）

補助金の支払いについて

申請書の提出から一週間前後で、交付決定通知及び請求書を送付いたします。届いた請求書に必要事項を記入し、住宅課に提出してください。（郵送可）請求書受理後、30日以内に指定の口座に振り込みます。

問合せ先

都市整備部住宅課住宅支援係（調布市役所7階）

〒182-8511 調布市小島町2丁目35番地1

電話：042-481-7545 FAX：042-481-6800

メール：jyutaku@city.chofu.lg.jp R5.11.16作成

